

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成26年7月1日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 「市民団体イベントへの後援規程改定撤回を求める申入れ書」について

議案第2号 準要保護児童・生徒の認定について

7. 報告事項

報告第1号 契約の締結について（白井第一小学校）

報告第2号 白井市文化会館運営協議会委員の委嘱について

報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

8. その他

○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 石垣 裕子

教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長 田代 成司

教育総務課長 五十嵐 孝明

生涯学習課長 藤咲 克己

文化課長 黒澤 博史

書記 伊藤 祐子

〃 品川 太郎

午後 2 時 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成 26 年第 7 回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は 5 名です。議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 会議録署名人の指名をいたします。小林委員、石垣委員にお願いします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。特によろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、先に進みます。

○委員報告

○石亀委員長 委員報告を行います。各委員からありましたらお願いします。

○小林委員 運動会につきまして、6 月 7 日の開催予定が雨天のため 6 月 9 日月曜日に開催され、私は白井第一小学校に行きまわりました。途中で雨が降ってきてしまい、半分近くまでやったところで残った競技は翌日になってしまいましたが、子ども達は一生懸命に取り組んでおり感心しました。

○石亀委員長 ほかに報告ありましたらお願いいたします。他になければ先に進みます。

○教育長報告

○石亀委員長 教育長報告をお願いします。

○米山教育長 前回の定例教育委員会議以降の報告をさせていただきます。2 日から議会が始まっております。一般質問の概要については最後に報告いたします。7 日の運動会は雨天で延期になりました。8 日、市民大学の入学式が行われました。13 日は議会の文教民生常任委員会が開催されました。14 日は小・中学校 P T A バレーボール大会が開催され、今年は七次台中学校が優勝しました。16 日、陳情審査特別委員会が設置され、陳情についての審査が行われました。これについては後ほど報告いたします。17 日と 26 日に教科書関係の教育委員協議会を開催し教育委員の皆さんに出席していただきました。18 日、3 部会の小中合同学習会が印西市の体育館で開催されました。19 日、20 日、23 日に学校長の目標申告がありました。19 日、放射線対策本部会議に出席いたしました。21 日土曜日、印旛郡市少年野球大会に出席いたしました。23 日午後から白井中学校の指導室訪問に出席いたしました。26 日、社会教育

委員会議、青少年国際交流派遣結成式、虫歯予防作品展の審査会に出席いたしました。27日、長期休業対策研修会と市民プールの安全祈願祭に出席しました。28日土曜日のスポーツレクリエーション祭は雨天中止になっております。29日、NISジュニア記者クラブ開校式に出席いたしました。

議会の関係について報告いたします。一般質問については行事の共催及び後援に関する規程に関する質問が多くありました。そのほか教育委員会関係では、子ども・子育て支援新制度の関係と学校給食のアレルギー対策についての質問がありました。

次に、市議会に提出された陳情について報告します。市議会会議規則145条により請願と同じ処理をするということで、会議規則第141条第2項により、議会の議決で特別委員会に付託されました。なお、今回の陳情は2項目ありましたが、分割されず1つの陳情として審査されました。

陳情事項の1について、白井市及び同市教育委員会の行事の共催及び後援に関する規程については慎重な運用をされることを求めますとありました。議会に対して、教育委員会の行事の規程については慎重な運用をされることを求めるという願意です。陳情事項の2については、白井市公文書管理条例の速やかな制定を求めますという、この2項目が分割せずに一緒に審査され、特別委員会で採択され、本会議でも採択されました。

まず陳情事項1について、特別委員会では、議会の権限外の事項であるということは確認されておりましたが、市民の思いをしん酌したいということで審査が行われました。

行事の共催及び後援に関する規程の慎重な運用をされることを求めることが採択されましたが、教育委員会の事務事項を議会がどう慎重な運用をするのか、本来できないはずです。

請願の行政実例を読ませてもらいます。これは横浜市の議会事務局長あてに国の行政課長が回答した内容です。「請願の形式が整っている以上は、たとえその議会の権限外の事項についても受理を拒むことはできない。しかし、権限外の事項については、不採択とするほかない。」と書かれています。

次に議員必携を読みます。「請願の採択にあたっては、法令上の基準はないので、委員会の自主的判断によるが、一般的には、願意が妥当であるか、次に、実現の可能性があるか、さらに市町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか等が、その判断基準とされる。願意の妥当性とは、法令上あるいは公益上の見地から見て合理的なものをいい、また、実現の可能性とは、その緊急性や重要性及び財政事情などから見て、ごく近い将来、実現の可能性のあるものをいい、厳格に解釈しなければならない。したがって、願意が妥当性を欠き、実現の可能性のないもの、あるいは市町村行政なり議会の権限に属しない事項にかかるものは不採択とするほかない。」と書かれています。議員の皆さんはこれを十分承知した上で判断されたと思いますが、採択したのであれば、それに対する今後の取り扱いをどうやっていくかというのが特別委員会で議論があるのではないかと思います。ところが、本会議の委員長報告の質疑の中で、委員会で今後の取り扱いについて審議がありましたかという質問に対して、岩田委員長からはなかったとの回答がありました。採択はしたけども、その後の取り扱いについては話し合いが行われなかったということです。市議会会議規則143条2項では、「採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送

付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を附記しなければならない」とあります。144条では、「議長は、議会の採択した請願で、市長その他関係機関に送付しなければならないものはこれを送付する」となっています。

議会の権限外の事項であるけども、市民の意を介してこういうことで進めてもらいたいというような送付が委員会からあると思っていましたがありませんので、今後どう扱っていくか議会と調整が必要になるのではないかと思います。関係図書には、「願意の妥当性はともかくとして、その実現性についてあまり厳格に運用することにより、例えば1年または2年以内の実現性を基準にするなどにより、請願のほとんどが不採択となるようでは、せっかくの請願の制度が生かされない。議会で請願を採択した場合の効果であるが、行政処分のように直接的効果を生じることではなく、実効性を伴うものではない。議会で請願を採択したからといって、行政処分のように必ずこれをやらなければいけないものではない、必ず実効性を伴うものではないけども、議会が自ら行い得るものについては、速やかに必要な措置をとるべき政治的、道義的責任がある」とありました。議会は政治的、道義的責任を持って慎重な運用を進めていくと思われませんが、どのような形で行うのか議会と検討が必要になると思います。

次に陳情事項2について、白井市公文書管理条例の速やかな制定を求めますという陳情が採択されました。議会には条例の制定権、提案権がありますので、議会で白井市公文書管理条例を制定していくという意思表示だと思います。教育委員会としても資料等の請求がありましたら協力していきたいと思います。以上です。

○石亀委員長 委員報告、教育長報告について、質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○石亀委員長 非公開案件についてお諮りいたします。

議案第2号及び報告第3号「準要保護児童・生徒の認定について」は個人に関する情報のために非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、非公開とします。

○議案第1号 「市民団体イベントへの後援規程改定撤回を求める申入れ書」について

○石亀委員長 公開案件から先に行います。

議案第1号、しろい・九条の会共同代表から提出されました「『市民団体イベントへの後援規程改定撤回を求める申入れ書』について」を議題といたします。申入れ書については、既に各委員の皆様へ配付済みですが、まず申入れ書の文面から判断するにあたっての質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 この申入れ書の2番、問題の所在の中に「一議員の議会質問にすぐ反応して、規程まで拙速に変えてしまったのではないかと考える」とあるんですが、教育委員会でこの問題について議論した

のは1月の定例会だったと思います。ですから、一議員の質問に反応したわけではないと思いますが、変更した経緯について事務局に確認しておきます。

○米山教育長 申し入れ書一枚目の下段に、「一般質問を受けた形で、市及び市教育委員会は本年4月1日付けで『行事の共催及び後援に関する規程』を改定しました」とあります。それから2ページ目に、「一議員の議会質問にすぐ反応して、規程まで拙速に変えてしまった」とあります。それと最終ページに、「一議員の極端な発言から間をおかず議会の議論もなく一方的に改定したという行為」とあります。若干の表現は違いますが同じ内容が3ヶ所あります。

以前の教育委員会議で話をいたしました。教育委員会の中立性を担保するという、それから人集めのために後援に協力するものではないという話をさせていただきました。また、先日教育委員会制度の改正法案が国会で可決されましたが、この改正は市長の権限が拡大して、教育の方針に影響を与えることになる。独立した行政委員会としての教育委員会の中立性が危ぶまれているということで、最近の時事通信の記事にも、「新設する総合教育会議、教委の代表と事務方トップを兼ねる新教育長を直接任命するなど、首長の教育行政の権限はこれまでより強くなるということで、今までは教育に政治的影響が及ぶのを防いできた、この仕組みは新制度でも引き継がれるのだろうか、また一方、首長の交代とともに教育方針もころころ変わるのかの懸念も強い。期待と不安の中、来年4月に新制度が始まる」というような論評もありました。一方で、首長の意をくんだりじめ等の対策がきちんとできたりします。

教育委員会としては中立性を担保する、確保するというところで検討していました。また、後援の申請が年間大変数多く出てきておりますが、例えば、政治団体、宗教団体が実施する写真展、絵画展について、目的はあくまでも絵画展や写真展ですが、不承認とすることがあります。また、目的は体験学習ですが、観光業者が中心となった観光要素が強い体験学習について教育委員会が後援しますと、保護者の信頼感や集客につながります。政治的・宗教的に中立的な立場をとる教育委員会としては、内容が妥当であるか、教育施策の推進に有益であるかをきちんと判断する必要があります。教育委員会制度のそもそもの存在意義である、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、首長からの独立制・合議制、レイマンコントロールを基本とし、教育委員の皆さんの意見を聞いた上で、合議制で判断していくということを基本に考えて今回の規程改定をしておりますので、一議員の一般質問によって改定したものではありません。

○高城委員 全体を何回も読み直してみたんですけども、最後の文章に「当会としては、規程改定の速やかな撤回を求めます」とありますが、規程の改正についての申し入れなのか、不承認の決定についての申し入れなのか、今回の規程の改正は憲法問題についてのみのことなのかかわからないところがあります。申し入れ書の2ページの3行目の「貴方がとった措置に関し」とありますが、どのように理解したらよろしいでしょうか。

○米山教育長 今回の改正は、憲法に関わる問題による改正ではないんですけども、九条の会なのでこういう申し入れ書になっているのかなと思いました。不承認の撤回なのか、規程改定の撤回なのか、ど

の部分で最終的な申し入れなのか分からないんですけども、最後のところが「当会としては、規程改定の速やかな撤回を求めます」とありますので、読み取るとしたら、規程改定の速やかな撤回ということで読み取ったほうがいいんじゃないかなと思います。

○石亀委員長 質問が2点あります。まず1つですが、2ページ目の2)の最初のところになります。「規程は市民や議会に知らせることも、議論を経ることもなく、教育委員会委員長の判断だけで変えることができます」とありますが、皆さんご承知のとおり、委員長だけの判断で変えることはできませんので、まず法律的な根拠を説明してください。

○五十嵐教育総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の3項に、「委員長は教育委員会の会議を所管し教育委員会を代表する」とあります。解釈ですけども、「委員長名で教育委員会の権限に属する法律行為をなし得るが、委員長の単独の意思により教育委員会の事務を処理することを意味するものではありません」となっています。また、「教育委員会の権限の行使は、あくまでも合議体としての教育委員会の決定により行われるものである。教育委員会の権限に属する事務を委員長が単独の意思により処理得るという意味ではなく、また、委員長が事務の執行者になるという意味でもない」ということで、委員長が独断でということはありませんという解釈になると思います。

○石亀委員長 2点目です。2ページ目の1)で、「今回の講演会を後援した白井市の行為は、当然の行為であり何ら市民や議員から異論をはさまれる余地はなかった」と断言していますが、同じページの2)では、「市民間で意見の相違がある場合」とあります。今回の規程の改正にあたって、市民の皆さんからいただいたメールや電話の内容を教えてください。

○五十嵐教育総務課長 東京新聞の新聞報道が4月16日にされました。その後ですけども、教育委員会に電話、メールで5件寄せられました。よくやったという賛成的な意見が4件、団体の活動を市が制限するのはおかしいという意見が1件ございました。

○石亀委員長 団体の活動を制限するものではありませんし、市民の皆さんの中には多種多様な意見があることがわかりました。

○石垣委員 この申入れ書は、後援規程の改定撤回を求めるということになっているんですけども、そもそも内部事務を司る規程とか訓令といったものはどのように捉えたらいいか説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 地方公共団体は、条例規則等を有する行政機関でございます。その中には内部的な職務上のルールを発する訓令というものもあります。指令というものもあります。訓令につきましては、地方自治法第154条で、「地方公共団体の長はその補助機関である職員を指揮監督する」という条項があります。その規程に基づきまして、その補助機関である職員に対して内部的な事務運営等について発せる命令ということで、訓令というものをういております。すなわち、訓令というのは、組織の内部に対して、職員に対して発せられるものでございます。規程については、訓令も含めて、一定の目的のために定めた一連の条項のトータル的な表題もありますけど、そういうものを意味していると捉えているところでございます。

○**米山教育長** 今後内部規程までも、議会との調整や市民参加が必要であるということになると、長の指揮監督権限に対して、例えば人事権にも範囲が広がってきてしまうというのがあるので、行政法の専門家に聞いてみる必要があると思います。毎年職員が自治大学に研修に行っていますので、規程の権限や内部事務に関して自治大学の講師や教授、学生達に議論をしてもらってみたいのかなと思います。

○**小林委員** 九条の会については、社会教育関係団体として認定し、活動は制限していないと思うんですが、その辺を再度確認します。

○**藤咲生涯学習課長** 26年度も社会教育関係団体として認定してございます。

○**小林委員** そうしますと、施設使用料とかの減免は受けているということですね。

○**藤咲生涯学習課長** 2分1の減免を行っております。

○**小林委員** そういう面で団体を支援しており、活動は制限していないということですね。わかりました。

○**石亀委員長** 九条の会については、広報にも団体の活動について紹介されていたりもしますので、皆さん、そのあたりはご存じではないかと思えます。社会教育団体として認定されていて、公民館等の使用に関しては教育委員会から減免等、支援を受けて、団体自体の活動を規制したものではないということを確認いたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○**高城委員** 申入れ書について、段落ごとに説明をしていただけたらと思います。

○**米山教育長** まず、改定の根拠となった経緯及び内容について問題があるから撤回を申し入れますとありますが、経緯と内容に問題がなければ、撤回を申し入れるにあたらぬということも考えられます。

次に、1の変更の発端となった経緯についてです。古沢議員は、市長部局に対して質問を行い、総務部長が答弁しました。教育委員会は独立した行政委員会で、総務部長が教育委員会に対して権限を持っているわけではありませぬので、これは発端となった経緯にはあたらぬと思っております。

次に、2の問題の所在についてです。今回の規程の改正は憲法問題だけに対して行ったものではありません。九条の会が憲法に対する気持ちを重く見てこの部分を書かれているのかなと思います。また、「何ら市民や議員から異論をはさまれる余地はなかったのです」と、市長部局の承認は異論を挟まれる余地はなかったというように書いてありますけれども、市民からいただいたメールや電話の内容は、全ての市民が同じような考えではなく賛否の意見が寄せられております。教育委員会としては、中立的な立場に立つことが大変重要であると思っております。

次に、2)の議論を尽くさない規程変更について、「教育委員会委員長の判断だけで変えることができます」というのは、残念な申入れ書だなと思っております。

次に、3)の憲法自体の無理解についてです。新聞等では、わかりにくくして、なおかつ後援をしにくくしているかのような記載がありましたけれども、教育委員会としては、中立的な立場で判断をします。3)については、九条の会の意見として受け止めさせていただきたいと思っております。

次に、3の規程改定撤回の申し入れについてです。ここに協賛と書いてあるんですが規程の中に協賛はありません。次に、「一議員の極端な発言から議会の議論もなく一方的に改定した」とありますが、自治法96条の議会の議決案件には規程の改正は入っておりません。教育委員会は一議員の極端な発言から改定したものではありません。以上です。

○石亀委員長 今までいただいた意見を加えた形で回答していくという形になるかと思いますが、ほかにありますでしょうか。

回答に含めるかどうかは別として、皆さんに伺ってみたいのですが、どういったことであれば教育委員会として後援をしていけるのかという前向きな内容で意見を伺いたいんですけども、いかがでしょうか。

○米山教育長 基本的には、中立性、継続性を担保するために、基準に照らし合わせていくというような形になります。中立的な立場で、内容、趣旨に教育委員会として賛同できるかどうか。

賛否双方の立場の講師やパネラーがいて、中立な立場のコーディネーターがいて、一般的な知識を深めるための講演会であることが確認できれば後援できると思います。

教育委員会としては団体の活動をできる範囲で支援していきたいと思います。

○石垣委員 後援というのは、市長部局が後援する場合と教育委員会が後援する場合と並列であるわけですけども、政治的中立性を保つというのは両者も同じだと思いますが、教育委員会が後援する場合は、教育的視点での判断、配慮も必要かなと思いますので、その辺も回答案に盛り込んでいただけたらと思います。

○石亀委員長 今まで出た意見をまとめて回答していきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○米山教育長 教育に求められる政治的中立性を確保することは重要であると考えておりますので、改正後の行事の共催及び後援に関する規程に基づき、教育施策の推進に寄与すると認められる行事については幅広く推奨していくということで、現在のところ、規程の改定の撤回は考えておりませんというような内容で回答していきたいと思います。

○石亀委員長 このような形で進めたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、このような形で対応していきたいと思います。

○米山教育長 字句などの訂正、回答の本意に変わらないものについては事務局に任せていただいて、本意は変わらないように回答をいたします。

○石亀委員長 そのようにお願いします。

○報告第1号 契約の締結について（白井第一小学校）

○石亀委員長 報告第1号「契約の締結について（白井第一小学校）」について説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 報告第1号「契約の締結について」。入札により別紙のとおり契約の相手方

が決定したので報告する。なお、本契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により平成26年6月11日開会の議会において議決が得られました。平成26年7月1日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

裏面をご覧ください。先月の教育委員会議でも報告させていただきましたけれども、第一小学校、1回目、一般競争で入札をした結果、予定価格に達しませんでした。そこで、次のページの資料をご覧くださいと思います。開札日が平成26年6月11日と書いてありますが、これは5日の間違いでございます。訂正をお願いいたします。11日は議会の上程をした日ということで、5日の日に開札しました結果、入札参加者が松井建設株式会社東関東営業所、1社が入札に参加しまして、入札回数1回で落札をいたしました。入札の契約の方法ですけども、先ほど言いましたけど、指名競争入札でございます。

契約の金額ですけども、6億9,174万円でございます。契約の相手方ですけども、先ほど言いました松井建設株式会社東関東営業所長、草嶋敏雄と契約ということになります。

なお、工期につきましては、契約の締結日から平成27年2月23日までという工期を設けてございます。今、第一小学校の改修に向けて事前打ち合わせ、諸般の手続き、それと準備という段階であります。毎週現場のほうで打ち合わせをしながら、夏休みが主の工事でございますので、それに向けて学校、それと管理事業者、施工者、市の教育委員会職員と連絡を密にしながら工事を進めていくということで今鋭意会議を進めているところでございます。

○石亀委員長 報告第1号について質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 夏休み中に工事をやらなければいけないということで、工程表を確認しながら工事の安全を確保しながら管理会社、教育委員会、工事の現場監督含めて、工程表のチェックをお願いします。

○五十嵐教育総務課長 承知いたしました。

○石亀委員長 他に質問はありませんか。特になければ報告第1号について終わります。

○報告第2号 白井市文化会館運営協議会委員の委嘱について

○石亀委員長 報告第2号「白井市文化会館運営協議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○黒澤文化課長 報告第2号「白井市文化会館運営協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

白井市教育委員会は、白井市文化会館の設置及び管理に関する条例第15条の規定によりまして、白井市文化会館運営協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので報告する。平成26年7月1日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案につきましては、白井市文化会館運営協議会委員の欠員に伴いまして、補欠委員を1名委嘱したものです。新たな委員は、学識経験者の石川史郎さんでございます。池の上小学校のPTA会長であるとか、市P連の会長を経験なさった方です。以上です。

○石亀委員長 質問がありましたらお願いします。特になければ報告第1号について終わります。

非公開案件 ○議案第2号 準要保護児童・生徒の認定について

非公開案件 ○報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○石亀委員長 その他ありましたらお願いします。

○田代教育部長 先日お話ししました牛乳の件について、検査の結果異常なしということで県から通知がありました。古谷乳業からも同様の文書がありました。古谷乳業の方が教育委員会に参りまして、説明をしていただきました。

5月28日に変な味がするとほかの市町村で報告が上がりました。29日の朝に牛乳に対して健康被害があるかどうかということで調査依頼が県からありました。そのときには、ほとんど情報を得ていなかった状態で、はっきりとしたものがわかりませんでした。この時点では、桜台小学校2名、桜台中学校1名が朝の時点で少しおなかが痛いとかそういうのはございました。こういうことは平常でも結構ありますので、因果関係についてはわからない状況でした。また28日には、中学校の生徒が、夕べちょっとおなか痛かったと言っていたんですけども、この子については感染性胃腸炎だったということでした。30日には桜台小学校2名、桜台中学校3名がおなかが痛いということがありましたが、牛乳を飲んだこととの因果関係については不明でした。6月2日になりまして、コーシン牛乳から牛乳の提供があるということで、4日から牛乳の提供をいたしました。水、木、金と3日間でございます。先ほどの県からの文書が出たために、6月9日から古谷牛乳の再開をしております。毎日校長及び栄養教諭等に味見をしてもらって飲ませている状況です。以上です。

○藤咲生涯学習課長 先ほど教育長のほうから市民大学校の入学者数ということで、報告させていただきます。市民大学校につきましては、健康生活学部とシニア学部、しろい発見学部の3つの学部がございます。今年度は、健康生活学部につきましては24名、シニア学部につきましては30名、しろい発見学部については25名、計79名の方が入学されました。以上です。

○黒澤文化課長 夏まつりの関係ですが、例年、白井第一小学校で8月末の土曜日に開催されておりますが、今年は、白井第一小学校の校舎の改修が入っていますので、臨時的に市役所の駐車場で行うということで話が進められております。それから、7月5日ですけれども、午後2時から千葉県音楽隊のコンサートが文化会館で開催されます。昨年も実施しているんですが、非常に好評だったものですから、今年もお願いしました。入場無料でございますので、ご参加していただける方はよろしく願いいたします。

○石亀委員長 ほかにありますか。特にないようですので、以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。次回の会議は7月22日の臨時会です。開会は15時からです。本日はお疲れさまでした。

午後3時45分 閉 会